

公的研究費管理・運営体制規程

(目的)

第1条 この規程は関西福祉科学大学・関西女子短期大学（以下「本学」という。）における公的研究費の管理・運営体制に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(公的研究費)

第2条 公的研究費とは、文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的研究資金等をいう。

(最高管理責任者)

第3条 本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者（以下「最高管理責任者」という。）を置く。

2 最高管理責任者は、学長をもって充て、職名を公開するものとする。

3 最高管理責任者は、統括管理責任者等が責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるように、指導力を発揮するものとする。

(統括管理責任者)

第4条 本学に最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について、本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下「統括管理責任者」という。）を置く。

2 統括管理責任者は、副学長・事務局長をもって充て、職名を公開するものとする。

(コンプライアンス推進責任者)

第5条 本学にコンプライアンス推進責任者を置く。

2 コンプライアンス推進責任者は総務部長をもって宛て、職名を公開するものとする。

3 コンプライアンス推進責任者は自己の管理監督における対策を実施し、最高管理責任者に実施状況を報告する。

4 コンプライアンス推進責任者は不正防止を図るため、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。

(不正防止計画推進部署)

第6条 本学における不正防止計画推進部署は大学事務局総務部とする。

2 不正防止計画推進部署は大学全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認する。

(不正防止計画推進委員会)

第7条 最高管理責任者の下に、全学的観点から不正防止計画を推進するため、不正防止計画推進委員会を置く。

- 2 不正防止計画推進委員会の構成及び業務については公的研究費における不正対応に関する規程第6条に定める。

(相談窓口)

第8条 機関内外から公的研究費の事務処理手続きに関する相談窓口を設置する。

- 2 相談窓口は大学事務局総務部に置く。

(告発窓口)

第9条 本学における不正行為等に関する通報、告発等に係る相談に対応するため告発窓口を設置する。

- 2 告発窓口の設置及び役割については公的研究費における不正対応に関する規程第7条に定める。

(適正な運営・管理及び基盤となる環境の整備)

第10条 最高管理責任者は、公的研究費の不正な使用の誘発要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境・体制の構築を図らなくてはならない。

- 2 総務部長は、公的研究費に係る事務処理に関するマニュアルを制定し、明確かつ統一的な運用を図るものとし、定期的に見直しをする。

(公的研究費の執行)

第11条 コンプライアンス推進責任者は、公的研究費の執行に当たって、公的資金によるものであることを教職員等に理解させ、研究機関が管理する必要性を周知徹底し、遺漏がないよう対応するものとする。

(説明会の開催)

第12条 コンプライアンス推進責任者は、教職員等の公的研究費に対する意識向上を図るために、公的研究費に関する説明会を年1回以上開催するものとする。

(物品発注・納品検収)

第13条 公的研究費の適正な運用を図るため、公的研究費による購入物品に関して発注・納品検収責任者を置き、発注・納品検収する発注・納品検収担当者を置くものとする。

- 2 発注・納品検収責任者は大学事務局総務部長とし、発注・納品検収担当者は、大学事務局総務部職員が担当する。
- 3 特に必要と認めるときは、総務部以外の職員を納品物品の検収担当者に置くことができる。

- 4 発注・納品検収担当者は、第10条2項にある事務処理に関するマニュアルに記載されているルールで発注・納品検収業務を行うものとする。

(監査・モニタリング体制)

第14条 公的研究費の適正な管理のため、機関全体の視点から監査及びモニタリングを行うものとする。

- 2 監査・モニタリング責任者は法人本部長とする。
- 3 監査・モニタリングは、高い専門性を備え、本学の運営を全体的な視点から考察できる法人本部（財務部・総務部）職員により行う。
- 4 監査・モニタリング部門は不正防止計画推進委員会と連携を強化し、効果的な内部監査を実施する。

(運営・管理体制の見直し)

第15条 最高管理責任者は、内部監査の実施結果を踏まえて、適時、運営・管理の見直しを行い、必要に応じ統括管理責任者に運営・管理の改善を指示するものとする。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て運営理事会で決定する。

附 則

この規程は、平成19年11月9日から施行する。

この規程は、平成27年3月6日から施行する。